



# 学生の未来を育てる、夢を実現する。



大阪学院大学

## OGUの『企業後援会奨学基金』にご寄付いただくと 税法上の優遇措置(全額を損金に算入)を受けることができます。

### OGUの企業後援会奨学基金とは…

本学ならびに社会の発展への寄与を目的とし、民間企業のご賛同を得て平成12年に設立した奨学基金です。高い志を持ち、未来を築いていく熱意ある学生の支援として活用させていただいております。

- 卓越した学業成績をあげ、人物ともに極めて優秀と認められる者への奨学金として給付
- スポーツ・文化・芸術活動等に秀でた者への奨励金として給付
- 修学の熱意を持つ本学学生で、家計の変化等のために学業の継続が困難な者への学資として給付

### 寄付金を全額損金算入できるのは…

国の公的機関である「日本私立学校振興・共済事業団」(以下、私学事業団)の『**受配者指定寄付金制度**』<sup>注)</sup>を利用することで、私立学校への寄付金に対して私学事業団より寄付金受領書が発行され、税法上の優遇措置を受けることが可能となります。

注)『受配者指定寄付金制度』では、**他の寄付金に対する損金算入限度額とは別枠**にて、当該事業年度において**寄付金の全額を損金に算入**することができます。詳細につきましては、私学事業団のWebサイト([http://www.shigaku.go.jp/files/s\\_kifu\\_gaiyo.pdf](http://www.shigaku.go.jp/files/s_kifu_gaiyo.pdf))をご覧ください。

#### 寄付制度

私学事業団を通じ、私立学校を指定して寄付をする  
＜**受配者指定寄付金制度**を利用＞

私立学校に直接寄付をする  
＜**特定公益増進法人に対する寄付金制度**※を利用＞

私立学校以外の、一般の寄付先に寄付をする

#### 損金算入限度額

**全額可能**

(**資本金等の額** × 0.375% + **当該年度所得** × 6.25%) × 1/2  
※限度額を超える部分の金額は、一般の寄付先への寄付として損金算入ができません。

(**資本金等の額** × 0.25% + **当該年度所得** × 2.5%) × 1/4

※学校法人が所轄庁より証明を取得している場合、利用できる制度です。